

# 日興AM中国A株ファンド 2

愛称 “黄河Ⅱ”

追加型投信／海外／株式



●本書は金融商品取引法(昭和23年法律第25号)第13条の規定に基づく目論見書です。ご購入に際しては、本書の内容を十分にお読みいただき、ご自身でご判断ください。

●ファンドに関する金融商品取引法第15条第3項に規定する目論見書(以下「請求目論見書」といいます。)は、委託会社のホームページで閲覧、ダウンロードできます。また、販売会社にご請求いただければ当該販売会社を通じて交付いたします。なお、請求目論見書をご請求された場合は、その旨をご自身で記録しておくようにしてください。

●本書には約款の主な内容が含まれていますが、約款の全文は請求目論見書に掲載しています。

●ファンドの基準価額、販売会社などについては、以下の委託会社の照会先にお問い合わせください。

<委託会社>[ファンドの運用の指図を行なう者]

日興アセットマネジメント株式会社 金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第368号

ホームページ アドレス <http://www.nikkoam.com/>

コールセンター 電話番号 0120-25-1404 (午前9時～午後5時。土、日、祝・休日は除きます。)

<受託会社>[ファンドの財産の保管および管理を行なう者]

みずほ信託銀行株式会社(再信託受託会社:資産管理サービス信託銀行株式会社)

設定・運用は

日興アセットマネジメント

- ファンドの内容に関して重大な変更を行なう場合には、投資信託及び投資法人に関する法律(昭和26年法律第198号)に基づき事前に投資者(受益者)の意向を確認いたします。
- ファンドの財産は、信託法(平成18年法律第108号)に基づき受託会社において分別管理されています。
- この目論見書により行なう「日興AM中国A株ファンド2」の募集については、委託会社は、金融商品取引法第5条の規定により有価証券届出書を2011年12月19日に関東財務局長に提出しており、2012年1月4日にその効力が発生しております。

| 商品分類    |        |                   | 属性区分                        |      |        |               |       |
|---------|--------|-------------------|-----------------------------|------|--------|---------------|-------|
| 単位型・追加型 | 投資対象地域 | 投資対象資産<br>(収益の源泉) | 投資対象資産                      | 決算頻度 | 投資対象地域 | 投資形態          | 為替ヘッジ |
| 追加型     | 海外     | 株式                | その他資産<br>(投資信託証券<br>(株式一般)) | 年1回  | アジア    | ファミリー<br>ファンド | なし    |

商品分類および属性区分の定義については、社団法人投資信託協会のホームページ(<http://www.toushin.or.jp/>)をご参照ください。

#### <委託会社の情報>

|                        |                  |
|------------------------|------------------|
| 委託会社名                  | 日興アセットマネジメント株式会社 |
| 設立年月日                  | 1959年12月1日       |
| 資本金                    | 173億6,304万円      |
| 運用する投資信託財産の<br>合計純資産総額 | 6兆8,506億円        |
|                        | (2012年1月末現在)     |

## ファンドの目的

主として中国企業の人民元建株式(中国A株)に投資を行ない、中長期的な信託財産の成長をめざします。

## ファンドの特色

1

**QFII制度を利用して、中華人民共和国(以下、中国)企業の人民元建株式(中国A株)に直接投資を行ないます。**

2002年12月のQFII制度\*1 施行を受け、中国证券监督管理委员会(CSRC)から認定を受けた国外の機関投資家は、中国企業の人民元建証券への投資が可能になりました。日興アセットマネジメント株式会社\*2 は、2003年12月にQFIIの資格を取得したことにより、人民元建証券に直接投資を行なう投資信託を設定・運用しています。

\*1 : QFII(Qualified Foreign Institutional Investors:適格国外機関投資家)制度とは、一定の適格条件を満たし、中国の証券市場に投資することについてCSRCの認定を受け、かつ国家外貨管理局(SAFE)から投資限度額の認可を取得した国外の機関投資家に対して、従前は認められていなかった中国証券市場への投資を認める制度です。

\*2 : 以下、日興アセットマネジメントと記します。

2

**上海証券取引所、深セン証券取引所に上場する中国A株を主要投資対象とします。**

主に、「中国A株マザーファンド」を通じて、上海証券取引所、深セン証券取引所に上場する中国A株を中心に投資を行なうことにより、中国経済の成長を積極的に捉えます。

3

**現地からの情報を活用して、日興アセットマネジメントが運用を行ないます。**

日興アセットマネジメントグループ\*3の香港拠点である「日興アセットマネジメント ホンコン リミテッド」は、中国深センに拠点を置く資産運用会社「融通基金管理有限公司」(ロントン社)と現地で直接に投資顧問契約を締結し、企業調査・分析を行ないます。日興アセットマネジメントに対しては、「日興アセットマネジメント ホンコン リミテッド」が投資助言および情報提供を行ないます。

\*3 : 「日興アセットマネジメントグループ」とは、日興アセットマネジメントとそのグループの総称です。

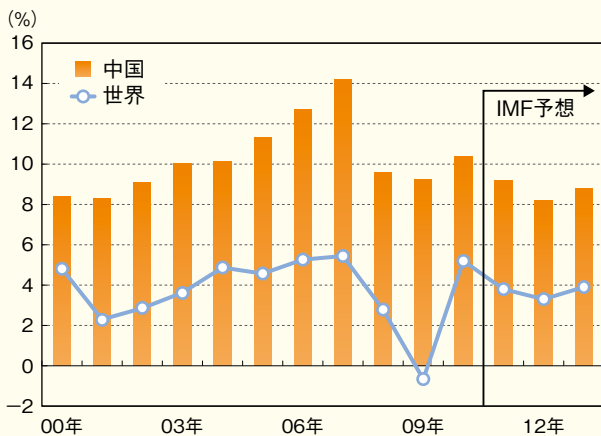
市況動向および資金動向などにより、上記のような運用が行なえない場合があります。

## 世界経済における中国

輸出や国内投資を主なけん引役として高い成長を続けている中国経済は、2010年には日本を抜いて世界第2位の経済規模となりました。消費の拡大などが見込まれる今後は、世界経済の中で一層、存在感を高めていくとみられます。

### 世界経済の成長のけん引役となる中国

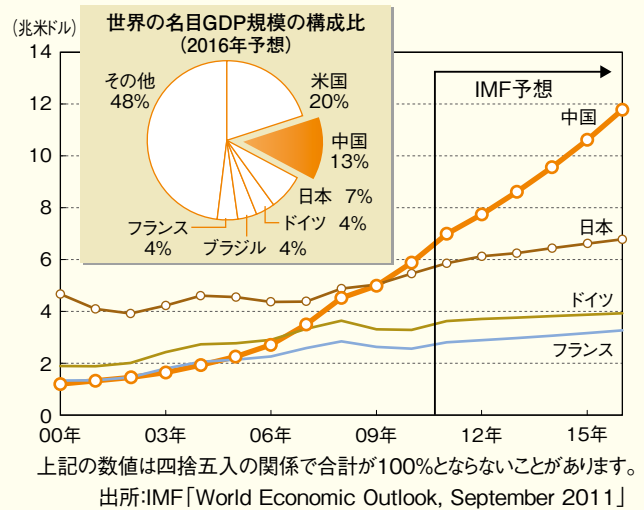
中国の実質GDP(国内総生産)成長率(前年比)の推移  
(2000年～2013年予想)



出所:IMF「World Economic Outlook, September 2011」、  
「World Economic Outlook Update, January 2012」

### 中国は日本を抜いて世界第2位の経済規模へ

主要国の名目GDP規模の推移  
(2000年～2016年予想)



上記の数値は四捨五入の関係で合計が100%とならないことがあります。

出所:IMF「World Economic Outlook, September 2011」

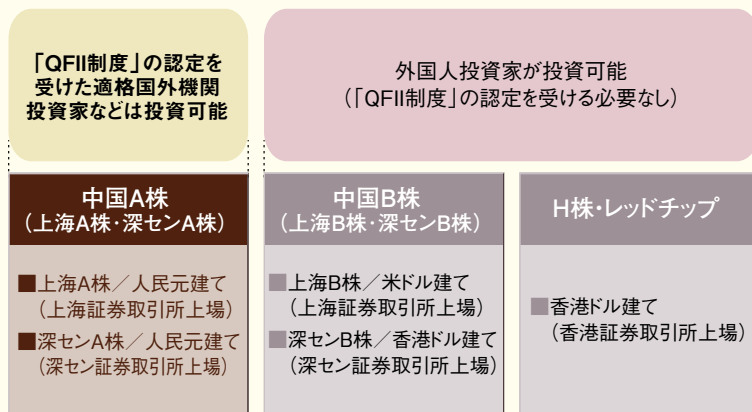
※グラフ・データは過去のものおよび予想であり、将来を約束するものではありません。

## QFII制度によって開放されはじめた中国A株市場

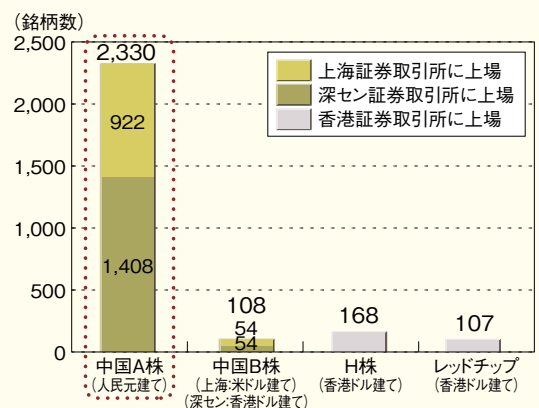
一般的に「中国株投資」と言うと、これまでは「中国B株」や「H株」、「レッドチップ」などを対象としたものでした。

しかし、QFII制度の施行により、中国当局から認定を受けた適格国外機関投資家は、上場している「中国A株」への投資が可能となりました。中国A株市場は銘柄が多いだけでなく様々な業種から構成されており、「中国B株」や「H株」、「レッドチップ」では捉えきれない投資機会を提供しています。

### 外国人投資家と「中国株」との関係



### 銘柄数比較



●上記は2012年1月末現在のものであり、将来変更となる場合があります。

(2012年1月末現在)

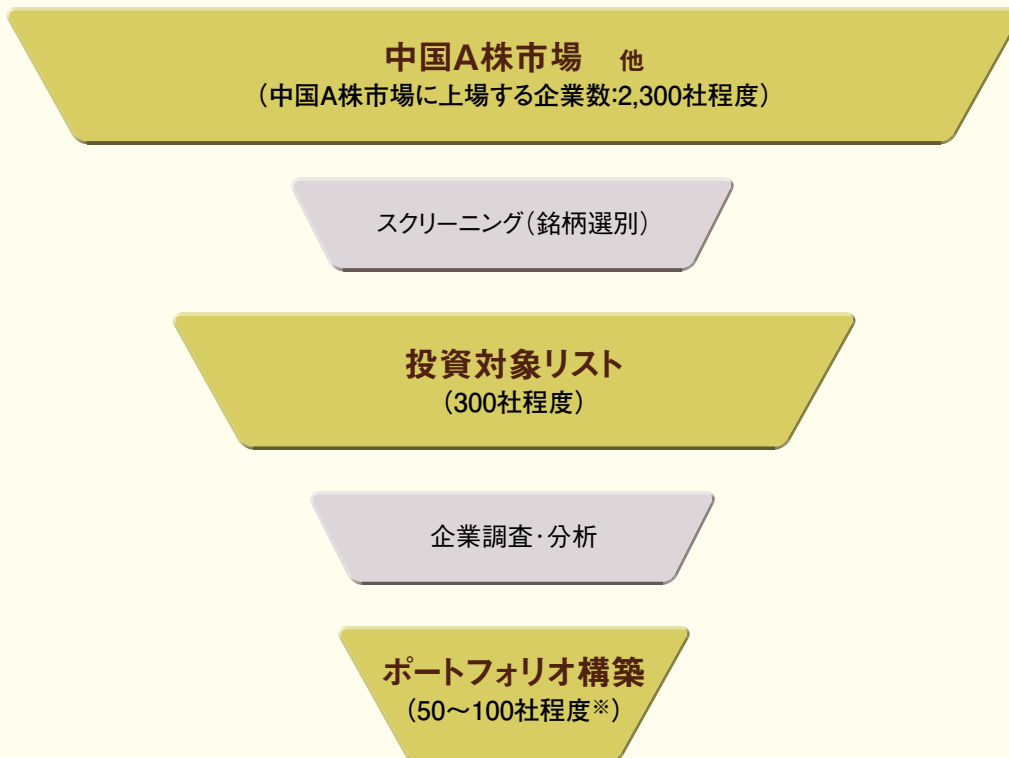
(信頼できると判断した情報をもとに日興アセットマネジメントが作成) (出所:上海証券取引所、深セン証券取引所、香港証券取引所)

※上記グラフ・データは過去のものであり、将来の運用成果等を約束するものではありません。

## 現地での企業調査・分析を活かした運用

日興アセットマネジメントグループの香港拠点である「日興アセットマネジメント ホンコン リミテッド」は、中国深センに拠点を置く資産運用会社「融通基金管理有限公司」(ロントン社)と現地で直接に投資顧問契約を締結し、企業調査・分析を行ないます。日興アセットマネジメントに対しては、「日興アセットマネジメント ホンコン リミテッド」が投資助言および情報提供を行ないます。

### 投資プロセス

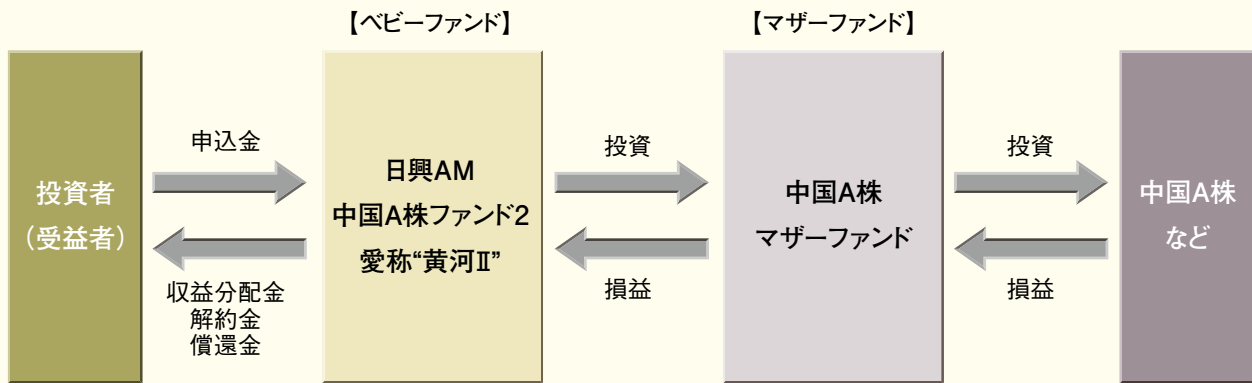


※純資産総額に応じて変わる場合があります。

●上記は、2012年4月1日現在のプロセスであり、将来変更となる場合があります。

## ファンドの仕組み

当ファンドは、主にマザーファンドに投資するファミリーファンド方式で運用を行ないます。



- (主な投資制限) ・ 株式への実質投資割合には、制限を設けません。  
・ 外貨建資産への実質投資割合には、制限を設けません。

- (分配方針) ・ 毎決算時に、分配金額は、委託会社が基準価額水準、市況動向などを勘案して決定します。  
ただし、分配対象額が少額の場合には分配を行なわないこともあります。  
※将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。

当ファンドの投資にあたっては、主に以下のリスクを伴います。基準価額変動リスクの大きいファンドですので、お申込みの際は、当ファンドのリスクを十分に認識・検討し、慎重に投資のご判断を行なっていただく必要があります。

## 基準価額の変動要因

投資者の皆様の投資元金は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元金を割り込むことがあります。ファンドの運用による損益はすべて投資者(受益者)の皆様に帰属します。なお、当ファンドは預貯金とは異なります。

当ファンドは、主に株式を実質的な投資対象としますので、株式の価格の下落や、株式の発行体の財務状況や業績の悪化などの影響により、基準価額が下落し、損失を被ることがあります。また、外貨建資産に投資する場合には、為替の変動により損失を被ることがあります。

主なリスクは以下の通りです。

### 価格変動リスク

- 株式の価格は、会社の成長性や収益性の企業情報および当該情報の変化に影響を受けて変動します。また、国内および海外の経済・政治情勢などの影響を受けて変動します。ファンドにおいては、株式の価格変動または流動性の予想外の変動があった場合、重大な損失が生じるリスクがあります。
- 新興国の株式は、先進国の株式に比べて価格変動が大きくなる傾向があり、基準価額にも大きな影響を与える場合があります。

### 流動性リスク

- 市場規模や取引量が少ない状況においては、有価証券の取得、売却時の売買価格は取引量の大きさに影響を受け、市場実勢から期待できる価格どおりに取引できないリスク、評価価格どおりに売却できないリスク、あるいは、価格の高低に関わらず取引量が限られてしまうリスクがあり、その結果、不測の損失を被るリスクがあります。
- 新興国の株式は、先進国の株式に比べて市場規模や取引量が少ないため、流動性リスクが高まる場合があります。

### 信用リスク

- 投資した企業の経営などに直接・間接を問わず重大な危機が生じた場合には、ファンドにも重大な損失が生じるリスクがあります。デフォルト(債務不履行)や企業倒産の懸念から、発行体の株式などの価格は大きく下落(価格がゼロになることもあります。)し、ファンドの基準価額が値下がりする要因となります。

### 為替変動リスク

- 外貨建資産については、一般に外国為替相場が当該資産の通貨に対して円高になった場合には、ファンドの基準価額が値下がりする要因となります。
- 一般に新興国の通貨は、先進国の通貨に比べて為替変動が大きくなる場合があります。

### カントリー・リスク

- 投資対象国における非常事態など(金融危機、財政上の理由による国自体のデフォルト、重大な政策変更や資産凍結を含む規制の導入、自然災害、クーデターや重大な政治体制の変更、戦争など)を含む市況動向や資金動向などによっては、ファンドにおいて重大な損失が生じるリスクがあり、投資方針に従った運用ができない場合があります。
- 一般に新興国は、情報の開示などが先進国に比べて充分でない、あるいは正確な情報の入手が遅延する場合があります。

## 〈中国企業の人民元建株式におけるリスクおよび留意点〉

### ◆回金遅延リスク

- 中国の国家外貨管理局(SAFE)はその裁量で中国の外貨収支残高状況などを理由として、日本国内への元金および収益の送金を規制することができます。したがって、想定したスケジュール通りに信託財産の回金が行なえない可能性があります。回金が遅れる場合は、ファンドにおいて、換金代金等の支払いが遅延することがあります。

### ◆証券市場を取り巻く制度および制約

- 中国の証券市場および証券投資に関する枠組み(決済システムなど市場インフラを含みます。)には、様々な制限および制約があります。これらの制限および制約は、大部分が中国証券監督管理委員会(CSRC)および国家外貨管理局(SAFE)の裁量によって行なわれます。
- 海外からの投資規制や海外への送金規制などの種々の規制が緊急に導入されたり、あるいは政策の変更などによる新たな規制が設けられた場合には、投資対象市場が著しい悪影響を被る可能性があります。

※基準価額の変動要因は、上記に限定されるものではありません。

## その他の留意点

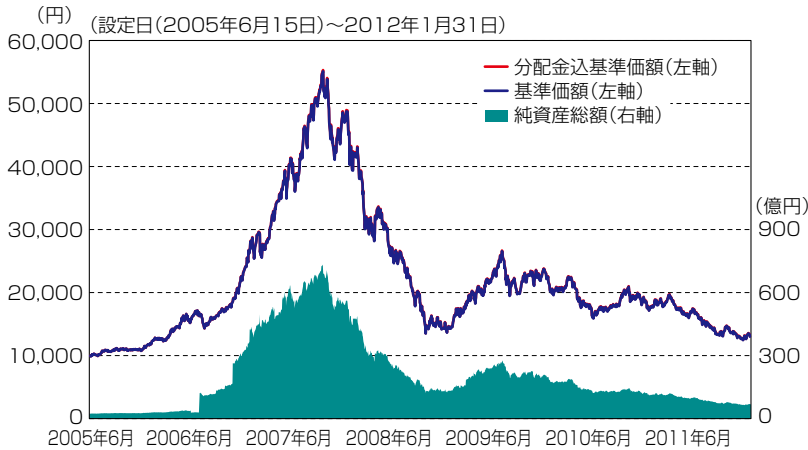
- 当ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定(いわゆるクーリング・オフ)の適用はありません。
- 当ファンドは、預金や保険契約とは異なり、預金保険機構および保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。また、銀行など登録金融機関で購入された場合、投資者保護基金の支払いの対象とはなりません。

## リスクの管理体制

- リスク・パフォーマンスの評価・分析とリスク管理および法令などの遵守状況のモニタリングについては、運用部門から独立したリスク管理/コンプライアンス業務担当部門が担当しています。
- 上記部門はリスク管理/コンプライアンス関連の委員会へ報告/提案を行なうと共に、必要に応じて運用部門に改善案策定の指示などを行ない、適切な運用体制を維持できるように努めています。

※上記体制は2012年1月末現在のものであり、今後変更となる場合があります。

基準価額・純資産の推移



基準価額…………… 13,002円  
 純資産総額……………66.05億円

※基準価額は運用管理費用(信託報酬)控除後の1万口当たりの値です。  
 ※分配金込基準価額は、分配金(税引前)を再投資したものと計算した理論上のものであることにご留意ください。

分配の推移(税引前、1万口当たり)

|         |         |         |         |         |       |
|---------|---------|---------|---------|---------|-------|
| 2007年9月 | 2008年9月 | 2009年9月 | 2010年9月 | 2011年9月 | 設定来累計 |
| 50円     | 0円      | 0円      | 0円      | 0円      | 100円  |

主要な資産の状況

<資産構成比率>

| 組入資産  | 比率    |
|-------|-------|
| 株式    |       |
| 上海A株  | 77.0% |
| 深センA株 | 19.7% |
| その他市場 | 0.8%  |
| 株式先物  | 0.0%  |

※当ファンドの実質組入比率です。  
 ※上場投信(ETF)は「株式」に含めて表示しています。

<外国通貨別投資比率>

| 通貨     | 比率    |
|--------|-------|
| 1 人民元  | 98.5% |
| 2 香港ドル | 1.0%  |

※当ファンドの実質組入比率です。

<組入上位10業種>

| 業種              | 比率    |
|-----------------|-------|
| 1 銀行            | 26.9% |
| 2 エネルギー         | 12.7% |
| 3 保険            | 9.4%  |
| 4 素材            | 9.2%  |
| 5 資本財           | 7.6%  |
| 6 食品・飲料・タバコ     | 5.9%  |
| 7 各種金融          | 5.8%  |
| 8 不動産           | 4.3%  |
| 9 医薬品・バイオテクノロジー | 2.7%  |
| 10 耐久消費財・アパレル   | 2.5%  |

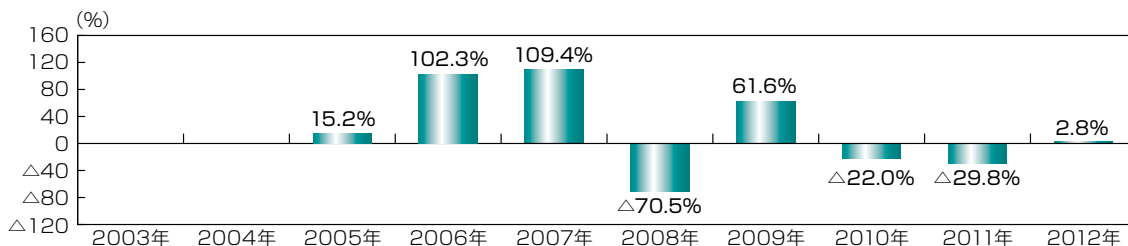
※マザーファンドの対組入株式時価総額比です。

<株式組入上位10銘柄>(銘柄数:67銘柄)

| 銘柄名        | 通貨  | 市場    | 業種    | 比率    |
|------------|-----|-------|-------|-------|
| 1 招商銀行     | 人民元 | 上海A株  | 銀行    | 5.09% |
| 2 中国平安保険   | 人民元 | 上海A株  | 保険    | 5.08% |
| 3 中国神華能源   | 人民元 | 上海A株  | エネルギー | 4.58% |
| 4 中国民生銀行   | 人民元 | 上海A株  | 銀行    | 4.38% |
| 5 興業銀行     | 人民元 | 上海A株  | 銀行    | 4.35% |
| 6 上海浦東発展銀行 | 人民元 | 上海A株  | 銀行    | 3.69% |
| 7 中信証券     | 人民元 | 上海A株  | 各種金融  | 3.06% |
| 8 中国工商銀行   | 人民元 | 上海A株  | 銀行    | 2.93% |
| 9 海通証券     | 人民元 | 上海A株  | 各種金融  | 2.63% |
| 10 深セン発展銀行 | 人民元 | 深センA株 | 銀行    | 2.39% |

※マザーファンドの対純資産総額比です。

年間収益率の推移



※ファンドの年間収益率は、分配金(税引前)を再投資したものと計算しております。  
 ※当ファンドにはベンチマークはありません。  
 ※2005年は、設定時から2005年末までの騰落率です。  
 ※2012年は、2012年1月末までの騰落率です。

※ファンドの運用実績はあくまで過去の実績であり、将来の運用成果を約束するものではありません。  
 ※ファンドの運用状況は別途、委託会社のホームページで開示しています。

## お申込みメモ

|                   |   |
|-------------------|---|
| 購入単位              | 販売会社が定める単位<br>※販売会社または委託会社の照会先にお問い合わせください。  |
| 購入価額              | 購入申込受付日の基準価額<br>・毎月21日(日本の銀行、上海証券取引所、深セン証券取引所または中国の銀行が休業日の場合は、翌日以降の日本の銀行、上海証券取引所、深セン証券取引所および中国の銀行のいずれもが営業日である日)を購入申込受付日とします。  |
| 購入代金              | 販売会社が指定する日までにお支払いください。  |
| 換金単位              | 1口単位<br>※販売会社によって異なる場合があります。  |
| 換金価額              | 換金申込受付日の基準価額から信託財産留保額を控除した価額<br>・毎月21日(日本の銀行、上海証券取引所、深セン証券取引所または中国の銀行が休業日の場合は、翌日以降の日本の銀行、上海証券取引所、深セン証券取引所および中国の銀行のいずれもが営業日である日)を換金申込受付日とします。  |
| 換金代金              | 原則として、換金申込受付日から起算して4営業日目からお支払いします。  |
| 申込締切時間            | 購入申込受付日および換金申込受付日の属する月の1日(休業日の場合は翌営業日)から10日(休業日の場合は前営業日)の午後3時までを購入および換金の申込受付期間として、購入および換金の申込みを受け付けます。<br>※受付時間は販売会社によって異なる場合があります。  |
| 購入の申込期間           | 2012年1月4日から2012年12月10日までとします。<br>※2013年1月4日以降の申込期間については、あらたに有価証券届出書を提出することによって更新されます。   |
| 購入制限              | 購入申込受付可能額は、前月の換金申込受付額あるいは中国QFII制度における投資枠の上限を超えない範囲で購入申込受付が可能な額のいずれかとなります。   |
| 換金制限              | ・クローズド期間は、上記「換金価額」に記載の換金申込受付日を除く全期間です。<br>・ファンドの規模および商品性格などに基づき、運用上の支障をきたさないようにするため、大口の換金には受付時間制限および金額制限を行なう場合があります。  |
| 購入・換金申込受付の中止及び取消し | 委託会社は、金融商品取引所における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止、投資対象国における非常事態(金融危機、デフォルト、重大な政策変更や資産凍結を含む規制の導入、自然災害、クーデターや重大な政治体制の変更、戦争など)による市場の閉鎖もしくは流動性の極端な減少など、その他やむを得ない事情があるときは、購入および換金の申込みの受付を中止すること、および既に受け付けた購入および換金の申込みの受付を取り消すことができます。 |
| 信託期間              | 無期限(2005年6月15日設定)   |
| 繰上償還              | 次のいずれかの場合等には、繰上償還することがあります。<br>・ファンドの受益権の口数が10億口を下回ることとなった場合<br>・繰上償還することが受益者のために有利であると認めるとき<br>・やむを得ない事情が発生したとき  |
| 決算日               | 毎年9月21日(休業日の場合は翌営業日)  |
| 収益分配              | 年1回、分配方針に基づいて分配を行いません。<br>※販売会社との契約によっては再投資が可能です。   |
| 信託金の限度額           | 1,000億円<br>※中国のQFII制度における投資枠の円貨換算額が大きく変動した場合などには、当該限度額を変更することがあります。   |
| 公告                | 日本経済新聞に掲載します。   |
| 運用報告書             | 毎期決算後および償還後に運用報告書は作成され、知れている受益者に対して交付されます。  |
| 課税関係              | 課税上は、株式投資信託として取り扱われます。<br>・配当控除の適用はありません。<br>・益金不算入制度は適用されません。  |

# ファンドの費用・税金

## ファンドの費用

### 投資者が直接的に負担する費用

|         |  |
|---------|--|
| 購入時手数料  | <b>購入時の基準価額に対し3.15%(税抜3%)以内</b><br>※購入時手数料は販売会社が定めます。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。 |
| 信託財産留保額 | <b>換金時の基準価額に対し0.3%</b>   |

### 投資者が信託財産で間接的に負担する費用

| 運用管理費用<br>(信託報酬) | <p><b>基準報酬と成功報酬を合計した額とします。</b></p> <p>1) 基準報酬<br/>ファンドの日々の純資産総額に対し年率2.205%(税抜2.1%)を乗じて得た額</p> <p>2) 成功報酬<br/>・ 毎営業日の成功報酬控除前の純資産総額(基準報酬控除後)を受益権総口数で除した価額(当該計算日以前の支払い済み収益分配金については、加算します。)*が、下記「ハイ・ウォーター・マーク」を上回るとき、その上回る額に15.75%(税抜15%)の率を乗じた額に受益権総口数を乗じて得た額<br/>・ 成功報酬の計算は、毎営業日行ない、特定日(換金申込受付日をいいます。)*および信託終了日にその額を確定させます。なお、成功報酬の計算を行なうにあたり、特定日の翌営業日においては、前営業日に計上した成功報酬を含めないものとし、特定日の翌営業日以外の日においては、前営業日に計上した成功報酬を含めて計算し直すものとし、<br/>※「ハイ・ウォーター・マーク」とは、当該営業日以前の特定日の基準価額(当該特定日以前の支払い済み収益分配金については、加算します。)*の中の最大の価額をいいます。</p> <p>運用管理費用は、毎計算期間の最初の6ヵ月終了日(当該終了日が休業日の場合はその翌営業日とします。)*および毎計算期末または信託終了のときに、信託財産から支払われます。</p> <p style="text-align: center;">＜運用管理費用の配分＞</p> <p>1) 基準報酬</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th colspan="4">運用管理費用(年率)</th> </tr> <tr> <th>合計</th> <th>委託会社</th> <th>販売会社</th> <th>受託会社</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>2.205%<br/>(2.1%)</td> <td>1.050%<br/>(1.0%)</td> <td>1.050%<br/>(1.0%)</td> <td>0.105%<br/>(0.1%)</td> </tr> </tbody> </table> <p>※括弧内は税抜です。</p> <p>2) 成功報酬<br/>成功報酬は全額を委託会社が収受します。<br/>※マザーファンドの投資顧問会社が受ける報酬は、上記委託会社が受ける運用管理費用の中から支払います。</p> | 運用管理費用(年率)       |                  |  |  | 合計 | 委託会社 | 販売会社 | 受託会社 | 2.205%<br>(2.1%) | 1.050%<br>(1.0%) | 1.050%<br>(1.0%) | 0.105%<br>(0.1%) |
|------------------|--|------------------|------------------|--|--|----|------|------|------|------------------|------------------|------------------|------------------|
|                  | 運用管理費用(年率)   |                  |                  |  |  |    |      |      |      |                  |                  |                  |                  |
| 合計               | 委託会社   | 販売会社             | 受託会社             |  |  |    |      |      |      |                  |                  |                  |                  |
| 2.205%<br>(2.1%) | 1.050%<br>(1.0%)   | 1.050%<br>(1.0%) | 0.105%<br>(0.1%) |  |  |    |      |      |      |                  |                  |                  |                  |
| その他の費用・手数料       | <p>監査費用、組入有価証券の売買委託手数料、借入金の利息および立替金の利息などがその都度、信託財産から支払われます。<br/>※運用状況などにより変動するものであり、事前に料率、上限額などを表示することはできません。</p>  |                  |                  |  |  |    |      |      |      |                  |                  |                  |                  |

投資者の皆様にご負担いただくファンドの費用などの合計額については、保有期間や運用の状況などに応じて異なりますので、表示することができません。

## 税金

- ・税金は表に記載の時期に適用されます。
- ・以下の表は、個人投資者の源泉徴収時の税率であり、課税方法等により異なる場合があります。

| 時 期           | 項 目       | 税 金  |
|---------------|-----------|--|
| 分配時           | 所得税および地方税 | 配当所得として課税<br>普通分配金に対して10%*                 |
| 換金(解約)時および償還時 | 所得税および地方税 | 譲渡所得として課税<br>換金(解約)時および償還時の差益(譲渡益)に対して10%* |

\*2013年1月1日以降は10.147%の税率となる予定です。

※上記は、2012年3月30日現在のもので、税法が改正された場合等には、税率等が変更される場合があります。

※法人の場合は上記とは異なります。

※税金の取扱いの詳細については、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

**nikko am**